

## 交通アクセス、建物の利用

財団法人全日本ろうあ連盟

### ○基本的な考え方

移動や建物を含む諸設備の利用の権利について、障害者基本法等に明文を置くことの是非について、ご意見を賜りたい。

移動や建物を含む諸設備の利用の権利について、障害者基本法等に明文を置くことが必要である。聴覚障害者に必要な移動・建物の利用に必要な情報へのアクセスについても明文化すべきである。

〈聴覚障害者が利用するバリアの具体例〉

#### ① レベーター利用時の緊急呼び出し

高い建物にはたいていエレベーターが取り付けられている。エレベーターは密閉空間とも言え外部との直接的な接触ができない構造になっている。通常は特に問題なく利用できるが、地震などの災害が起きて、緊急停止した場合は外部とのコミュニケーションが一切取れなくなってしまう。緊急呼び出し用ボタンを使っても双方向の会話は音声のみ可能であり、音声の聞こえない聴覚障害者には会話ができない。

そこで、こういった緊急事態が起こってもエレベーター内に電光掲示板やミニモニターを設置することによって、文字や手話による双方向の会話を可能にする必要がある。

また、最近の性能の良いエレベーターは通常でも「〇階に止まります」や「ドアが閉まります」といった音声による案内が流されるが、聴覚障害者にはそれが聞こえない。何らかの情報を流す際は、それが聴覚障害者にも伝わるということが可能かどうかという観点を持って設置することが必要である。

#### ② 高速道路無人料金所の利用

聴覚障害者の場合、高速道路料金所の無人料金所で障害者割引の適用を受けるときの手順が問題になる。聴覚障害者には無人精算機のアナウンスが聞こえないので、何らかの音声情報を流す際は、それが聴覚障害者にも伝わるということが可能かどうかという観点を持って、音声の代わりに目で視認できる機器を設置することが必要である。

#### ③ ドライブスルーの利用

郊外等のドライブスルーは、注文機械との音声による応答を通して品物を注文するシステムがあるが、聴覚障害者はこれを利用することができない。わざわざ、車から降りて建物の中に入って注文することになる。聴覚障害者でも一般の人と同じようにドライブスルーを利用したいという要望がある。

車社会であるアメリカでは、「オーダー・アシスト」を導入している例がある。聴覚障害者が、ドライブスルーの注文機械の前に車を止めて、「オーダー・アシスト」の青いスタンドのボタンを押してから商品受け取りの窓口までに車を移動させ注文用紙を受けとってその場で注文内容を書き、商品を受け取るしくみになっている。そのような方法も若干不便ではあることから、機器の改善のみならず建物の構造にも踏み込んだよりよい改善・導入・普及を図るべきである。

○「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下、バリアフリー新法）」のについて

1、旧法も含めてバリアフリー新法が果たして来た役割の中で、積極的に評価すべき点について、ご意見を賜りたい。

駅や車両等に視覚情報・聴覚情報を提供する設備を設けることが定められ、聴覚障害者のために電光掲示板が駅や車両に設置されることになったことは評価できる。

しかし、電光掲示板を設置しても、事故や延着等のアナウンス情報や緊急情報を即時に電光掲示板に文字表示しての情報提供はまったくと言ってよいほど行われていない。また古い駅舎や車両などにはまだ設置されていないのが問題である。このようにバリアフリー新法は、情報アクセスの視点では障害者への考慮が不十分な点が多い。

聴覚障害者の場合は、「移動」そのものではなく「移動に必要な情報」へのアクセスの面で大きな不利益（ハンディ）を持つことを配慮し、「移動に必要な情報」についても明確に定義し、音声情報を的確にかつ音声情報と同時に表示する体制を整備すべきである。

今後、情報バリアフリーやコミュニケーションバリアフリーの総合的なバリアフリー法（「情報・コミュニケーション保障法（仮称）」）を検討することになると思うが、これと明確に区分する意味で略称として呼称されている「バリアフリー新法」を「移動バリアフリー新法」と言い換えていただきたい。

2、地方都市、農村における輸送機関の縮小やバリアフリー整備の遅れは、障害者及び高齢者の生活に与える影響が大きい。現行法適用対象外の既存建物、既存交通施設の段階的変更と支援策についてどう考えるか。

既存建物・既存交通機関のバリアフリー整備は遅々として進んでいず、大都市の古い駅舎は障害者に利用できないまま放置されている。そのため、長年、移動の自由を奪われたままである。また、転落防止柵も僅かであり、政府のバリアフリーと安全促進への積極的な姿勢が求められている。

現行法適用対象外の既存建物、既存交通施設の段階的変更と支援策については、工程表を明示し、対応状況を随時開示し早急に取り組む必要がある。

なお、地方都市、農村との格差だけでなく、バリアフリー化が進んでいると思われる首都圏においても、JR東日本の音声対話型の券売機「Kaeruくん」の例のように、聴覚障害者への合理的配慮を欠いているものがある。新しい建物、施設などについても現状の監視と改善の実現を保障することが必要である。

3、地域間格差を埋めるために、「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準」等の各種基準をどのように策定し、個人にとって必要となる合理的配慮が提供されるような仕組みを構築すべきか、ご意見を賜りたい。

いつでもどこでも同じサービスを受けられるようにする必要がある。

移動そのものに支障がないとされる聴覚障害者でも、切符を購入する段階で、すでに障壁にぶつかっているケースが少なくない。移動中も、バスがどこにあるかの表示がなく、近くにいる人に聞かないとわからないところが多い。古い電車・バスや地方の駅だと今でも案内表示がない。駅の改札の上にあるような発車案内表示が駅の入口にも設置が必要である。鉄道の遅延情報・事故などの情報の配信が遅れる。特に、電車事故などの時には情報弱者として孤立化してしまう。

これらの問題点を取り除くモデルを、障害をもつ当事者とともに構築していく必要があると考える。また、JR東日本の券売機「Kaeruくん」のように、ある地域で問題になったケースが他の地域でそのまま導入されることのないよう、バリアフリーのための情報を各企業で流通し共有化するしくみが必要である。

#### 4、同法25条により策定される市町村の重点整備地区の基本計画の義務付け、ならびに障害者の参画について、ご意見があれば賜りたい。

基本計画の策定及び障害者の参画が市町村の義務付けになっていない。また、基本計画を作成する市町村は、市町村協議会を組織できることになっているが、障害当事者の参画の全国状況に関する国のデータがない。

移動に支障がないと見られている聴覚障害者も、基本計画の立案段階から参画し、施設完成後のモニタリングにも聴覚障害者の参加を求めていく必要がある。

#### 5、障害者の権利に関する条約9条1項は、「施設及びサービス利用等の利用の容易さに対する妨げ及び障壁を特定し、及び撤廃する」ための適切な措置をとることを規定している。

一方で、乗車拒否、利用拒否があることを鑑み、実態調査を行い、改善をはかる仕組みについて、ご意見を賜りたい。

聴覚障害者、視覚障害者、知的障害者、発達障害者、言語障害者等のあらゆる障害者にとって最も大きな施設利用の容易さに対する妨げ及び障壁は、公共交通機関、行政窓口、銀行、大型店などでのアナウンス・インフォメーション・呼び出し等の情報提供において、音声あるいは墨字案内だけで、その情報を必要とする人が情報を入手できない、または入手しにくい点にある。このような施設においては、建築要件に電光文字表示装置、点字の案内等複数のアクセス手段・様式の設置・整備を義務づけ、さらに表示内容においてもわかりやすさ、理解しやすさに工夫が必要である。

なお、現時点でも、宿泊を伴う乗船を断る船舶業者、宿泊施設を拒むホテル業者、旅行ツアーの申し込みを拒む旅行業者が存在する。また、補助犬のタクシー乗車拒否も行われている。介助者の同行がないと安全性に危惧があるとの業者等の理由だが、通信装置などの機器の活用を図る等の合理的配慮により解決できると考える。

乗車・乗船拒否等の苦情を地方公共団体に伝えても解決のために努力しない例がある。拒否された具体例を障害者からくみ上げ、警告・罰則等の指導が必要である。聴覚障害者にとっても乗船拒否や宿泊拒否の事例は枚挙にいとまがない。このような例も含め、障害の枠を超えた実態の調査、改善を図っていくことを求めたい。

#### ○その他

移動や建物を含む諸設備の利用の権利について、先述したように利用権には移動に関する情報や建物を含む諸設備の利用に関する情報等へのアクセスが保障されることが含まれていることを強く認識する必要がある。

また、建物には、情報やコミュニケーション保障のために必要な設備・機器が設置できるようあらゆる障害者のために考慮される必要がある。この配慮がなされて利用権が保障されたと言うことができるのである。

## 情報へのアクセス

財団法人全日本ろうあ連盟

### ○情報へのアクセスの基本的な考え方

障害者の権利条約第21条は、「締約国は、障害者が、第二条に定めるあらゆる形態の意思疎通であって自ら選択するものにより、表現及び意見の自由（他の者との平等を基礎として情報及び考えを求め、受け、及び伝える自由を含む。）についての権利を行使することができることを確保するためのすべての適当な措置をとる」ことを明記している。

同条約が明記している表現の自由、知る権利、平等に情報サービスを受ける権利について、障害者基本法等に明文化することについて、ご意見を賜りたい。

障害者権利条約に明記されている諸権利、特に情報アクセス権や平等に情報サービスを受ける権利は、障害者も含めた国民の権利として広く認知されているとは言い難く、また、その平等に受ける権利の保障がいまだに実現されていない現状を踏まえて、またアクセシビリティの法的根拠を示すためにも、障害者基本法での明文化が必要である。

手話を日常の言語として用いるろう者においては、手話及び手話通訳の権利行使と職業としての手話通訳者の配置、手話を使わない聴覚障害者には、文字、要約筆記を中心とする情報保障、すべての聴覚障害者に共通するものとして、振動、光等の音及び音声以外の情報を保障することの権利を明文化する必要がある。

さらに、権利条約にも「自ら選択するもの」と明記されているように、聴覚障害者の場合、障害の程度または聴力を失った時期によって選択するコミュニケーション手段・態様（様式）がまちまちであり、個々が必要とする手段・態様（様式）を複数選択出来るように保障するべきである。現状では、情報にアクセスするためのコミュニケーション手段・態様（様式）が、「音声のみ」「文字（墨字）のみ」で提供されている場合が多くあるが、本来は「音声+文字（墨字）」または「文字（墨字）+点字」「文字（墨字）+手話」「手話+音声」「音声+文字（墨字）+点字+手話」などのようにさまざまな組み合わせで情報を提供する必要がある。

また、知的障害者や発達障害者のために、わかりやすく伝える、わかりやすい言葉を用いる、図記号を用いてコミュニケーションを図り情報提供すること等が必要である。

こうして、聴覚障害者を含め、個々が障害の枠を超えて各々必要とする手段・態様（様式）を選択、または複数選択ができるようにすることで、権利の行使が保障されるべきである。

## ○情報アクセスとサービスに関する法制化について

1. いわゆる「バリアフリー新法」（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）における基準の設定や基本計画の策定と同様に、情報アクセス分野のバリアフリー化を総合的に推進する法制化が必要であるかどうかについて、ご意見を賜りたい。

コミュニケーションは人間が生きる上で欠かせない基本的人権である。社会のあらゆるところで情報が発生・流通しており、これらの全てに対してアクセスしたり支援したりするために利用料金を課金するのは現実的ではなく、「応益負担」はもちろんのこと「応能負担」による仕組みとも相容れない。

論点にある情報アクセス分野のみならず、情報を獲得し活用する分野、コミュニケーション分野は法制度が整備されていないため格段の遅れをとっている。そこで、「バリアフリー新法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）」と同様に、情報アクセス分野、情報獲得分野、コミュニケーション分野のバリアフリー化を総合的に推進する新たな法制度として「情報・コミュニケーション保障法（仮称）」の新設が必要である。

### （1）聴覚障害に関係する場合

手話通訳、要約筆記等の情報保障、コミュニケーション保障については、手話通訳者・要約筆者等養成、手話通訳者・要約筆者等設置、手話通訳者・要約筆者等派遣制度を推進することが必要である。

さらに、言語バリアフリー政策の一環として手話言語を公用語としての地位を確保し、手話通訳者の国家資格、職業的地位の獲得を目指した個別法としての「手話言語法（仮称）」の制定が必要である。この「手話言語法」については、欧州、オセアニア州等にて広く普及しており、隣国韓国でも今年中に韓国国会に上程する動きがみられる等世界の大きな潮流になっている。

### （2）視覚障害に関係する場合、

文字（墨字）と同様に点字がいつでもどこでも常備され使用できるように、権利として保障されなければならない。そのために、点訳者の養成、点訳者設置制度を推進することが必要である。さらに文字（墨字）の代読者養成、代読者設置、代読者派遣を推進することが必要である。また弱視者のための文字拡大機器等をあらゆる公共機関に常備設置しあるいはいつでもどこでも貸し出しができるようにする必要がある。

### （3）盲ろう者の場合

触手話、指点字等の盲ろう者向け通訳者養成、通訳者設置、通訳者派遣を推進することが必要である。

（4）音声言語の音声発信機能の障害または手話言語の手話発信機能の障害（手や指あるいは腕等の運動機能に障害があった場合、手話を表現することが困難になる）の場合

言語態様（様式）の代替を選択することを保障し、言語障害者が意思表示をするための代読者の設置・派遣制度を整備する必要がある。手話での表現が困難な場合は、その代読について研究開発し本人の望む意思表示手段を選択できるように保障することが必要である。

### （5）発達障害または知的障害の場合

わかりやすい用語を使いわかりやすく伝えることができるよう、コミュニケーション支援を行う介助者の養成、派遣、設置制度を推進する必要がある。

なお、「バリアフリー新法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）」の呼称

であるが、情報バリアフリー・コミュニケーションバリアフリーの総合的な法制度と区分するために、今後、「移動バリアフリー新法」と呼ぶことが望ましい。

## 2. 情報アクセス（例えばテレビ放送における手話や字幕、電話リレーサービスなど）の最低基準及び指針の必要性についてどのように考えるか、ご意見を賜りたい。

### (1) 固定通信・公衆電話・移動通信・緊急連絡

ユニバーサルサービスとして、電話リレーサービス（テレビ電話・メール・FAX等による中継システム：欧米で普及しているシステム）を電話と同等の基本的な社会資源（インフラ）として使えるような規定が必要である。テレビ電話は業者が異なると通信できないという非互換の問題があり、普及にいたっていない。警察・消防にある全国统一電話番号と同様に、全国で統一されたテレビ電話・FAX・Eメールの番号・アドレスが必要である。行政窓口にも同様の要望がある。これらの問題を解決するため、最低限、相互の通信を可能とする電話リレーサービスの普及が促進されるような仕組みの制定が必要であると考えます。

警察・消防への緊急連絡も同様で、今の法律のままではどの官公庁もFAXやメール等をやりたがらずたい回しにされている。このような現状を踏まえ、最低基準および指針を「標準化」によってではなく、「法制化」が必要と考えます。

### (2) 地上テレビジョン放送・衛星放送・インターネット

マスメディアにおいても、あらゆる人が同等の情報を平等に受け取れるように、テレビジョン・コマーシャル放送（テレビCM）を含むすべての番組（生放送含む）への字幕・手話の付与、解説放送の実施の義務化、障害者向けCS放送の推進につながる規定を盛り込む必要がある。

地上波アナログ放送、地上波デジタル放送における解説放送・字幕放送の実現達成率が発表されているものの、放送衛星（BS放送）、通信衛星（CS放送）、インターネット配信では字幕すらつかないケースがほとんどである。内閣府の政府インターネット配信にも字幕がつくようになったことは評価したいが、手話通訳の付与（挿入）は実現していない。残りの動画配信や他の官庁のインターネット配信にも引き続き手話通訳や字幕の付与が必要である。また、国会や地方の議会の中継に手話通訳や字幕、解説を付与することが障害をもつ国民への義務と考えるべきである。

また、アナログ放送からデジタル放送への切り替えが迫っているが、デジタルテレビの字幕機能が義務付けされていないため、安価なデジタルテレビでは字幕が全く見られない。テレビの最低基準として字幕機能を義務付けることが必要である。

### (3) 聴覚障害者が的確に情報を取得できる情報提供システム（情報提供施設の活用）

聴覚障害者が情報にアクセスするための重要な手段として、手話通訳・要約筆記の利用がある。手話通訳・要約筆記サービスについては、今後「情報・コミュニケーション法（仮称）」にて規定していく必要がある。

身体障害者福祉法に定められている聴覚障害者情報提供施設は、視覚障害者情報提供施設と同様

に長年、情報アクセスの確立・普及、人権擁護において大きな役割を果たしてきた。今後制定される新しい枠組みにおいても、聴覚障害者が的確に情報を取得できる情報提供システムを構築する上で、既存の情報提供施設の機能拡大、情報提供施設のないところは新規に設置することが欠かせない要件であることは論を待たない。

特に、災害情報について、災害が発生する都度、聴覚障害者への情報保障の不十分さ、配慮漏れ等による取り残しが繰り返されている。聴覚機能や音声に頼らずにあらゆる情報を交換できる視覚的情報手段や手話による情報保障が確保できなければ、聴覚障害者は災害弱者となる。災害弱者の発生を繰り返さないためにも災害対策本部に必ず災害弱者担当者を配置し、あらゆる弱者のことを考慮しているか自己点検する仕組みが必要である。緊急事態に備えたマニュアルや想定内容の全てにおいてあらゆる弱者を考慮しているか今一度再点検が必要と考える。そのためには全国各地にある聴覚障害者情報提供施設が核になって情報保障、災害支援システムを構築する必要がある。

#### (4) 共用品・ユーザビリティ製品・サービス

近年、UD（ユニバーサルデザイン）という言葉が一般的になってきている。特に企業は、これを消費者（お客様）に提供する様々な製品やサービスの、消費者（お客様）が快適に使える基本的な品質として捉える考え方が一般的になってきている。このことは誰もが障害なく情報にアクセスすることが可能になる考え方と同質のものであり、赤ん坊から老人まで多種多様な人々のニーズに応え快適な街づくりに一役買うことのできるデザインといった意味でも、今後基本的な規格として情報アクセスと結びつけて考えていく必要がある。UDは特に障害者のためのものではないが、「障害者に優しい機器・サービスは健常者にも優しい」という言葉がよく言われており、UDを必須の規格として指針に盛り込む事も検討する必要がある。

#### (5) 講座、学会、研修、会議等での情報・コミュニケーション保障システムの整備

専門分野における講座、学会、研修会、会議等に参加するあらゆる障害者の情報保障を図り主体的に参画することができるよう、通訳者、介助者、IT（補聴システム、拡大文字機器、磁気テープ、遠隔装置によるモニターテレビ等）の積極的な活用が必要である。また事前資料の配布、ルビ付き資料の用意、点字版の用意等会議等運用が円滑に行われるように配慮する必要がある。

その際、通訳者、介助者の通訳時間、介助時間、人数等、負荷のかからないよう配慮することが当然に求められる。

### 3. 情報アクセスのバリアフリー化に向けた最低基準及び指針の策定においては、どのような事項に留意することが必要か、とくに当事者の参画はどのようにあるべきか、ご意見を賜りたい。

情報アクセスの最低基準および指針を定めるにあたり、今後、予想されるさまざまな放送態様（形

態)・情報発信手段・様式にも対応できるような仕組みの検討が必要である。

①放送メディアと通信メディアの融合が深まるにつれて、これまでの放送関連で積み重ねてきた字幕の仕様やノウハウなどが他のメディア、例えばネットワークコンテンツ等に適用されない部分が出てくる。個別に規定するとどうしても後追いになるので、あらゆる情報に対して効力を持つ新法を設定する方が効果的ではないかと考える。デジタル家電制御・ホームネットワーク等の新しい機器への取り組みにも同じことが言える。また、個々に規定するのであれば、技術・サービスの発展により、規定の基準が変化する可能性もあるため、個々の規定は柔軟に変更ができるようにする必要はある。

#### ②当事者の参画について

機器・サービスの企画、設計、開発の段階に、障害者も当事者となって関与することが必要である。参画にあたって、個々の障害の状況にみあった合理的配慮がなされるのは当然である。

特に、デジタル放送の仕様を規定するARIB（電波産業会）では、デジタル放送サービスの運用細部を定める ARIB TR-B14「地上デジタルテレビジョン放送運用規定」を規程する際に、聴覚障害者の意見を答申する機会がなかった。このため、一つの画面で二つ以上の映像を同時に流すことができないという現在の仕様ができてしまっている。これが、デジタル放送で手話放送がいまだに実現できないでいる理由である。このような誤りは今後あってはならないし、繰り返されてはならない。直ちにこの運用規定を改める必要がある。

### ○情報アクセスとサービスの実施にあたって

情報アクセスのバリアフリー化に向けた最低基準及び指針の実施において、その実施状況に対する監視を行い、必要に応じて改善を図ることができる仕組みについて、ご意見を賜りたい。

情報アクセスのバリアフリー化に向けた最低基準および指針を検討し規定する第三者機関とともに、それらの実施にあたり、実施状況の監視およびフィードバックを行う第三者機関の設置が必要と考える。どちらの機関も、少なくとも当事者や当事者団体を含めて障害者＋行政関係者＋情報アクセス専門家＋通訳者で構成されるべきである。

情報流通コンテンツに字幕・手話や音声ガイドを付与する場合、それらを管理する機関があると、バリアフリーなコンテンツの流通を促進する効果があると期待されるので設置を進めるべきである。

### ○著作権について

情報アクセスと著作権についてどのように考えるか、ご意見を賜りたい。

基本的なところは日本版フェアユース制度（新たな技術やサービスの出現に柔軟に対応できる法制

度とするため、権利者の利益を不当に害しない公正な利用であれば許諾なしに著作物を利用できるようにする規定)の導入の中で解決していく必要がある。改正著作権法における課題は、字幕・手話・手話通訳の挿入のために必要とする映像作品のマスターを容易に入手でき、補償金を必要としないこと、CS障害者放送統一機構による「目で聴くテレビ」でいつでも手話や字幕が付加されたものを放送できること、及びインターネットによる提供である。

いま流通している情報に、字幕、手話を付与する場合、著作権および関連する周辺の権利(知的財産権等)の所在がしばしば問題になる。また、今後は、流通しているコンテンツにDRM(デジタル著作権管理)によるアクセスコントロールが実施されるケースが増加することが予想される。聴覚障害者情報提供施設(視覚障害者情報提供施設含む)、障害者向け放送事業者、障害者支援NPO等の公益法人などにおいて、字幕・手話を付与するためにこれらの情報を複製する場合にDRMによるアクセスコントロールが支障となる。

これらの障害者用情報提供施設、放送事業者、公益法人で字幕・手話を付与する場合、コンテンツ提供側はアクセスコントロールのない媒体を無償でこれらの団体に提供する仕組みが保障される必要がある。

## ○その他

犯罪による収益の移転防止に関する法律(ゲートキーパー法)による本人認証や与信等の本人確認において、本人であることを電話で確認する規定があるために聴覚などに支障があつて直接確認できない場合に与信できない問題がある。

とりわけ盲ろう者はFAX等の文面確認もできず不合理をこうむっている。電話リレーサービスあるいは介助人を介する本人確認の仕組みを早急に確立されたい。

なお、本件の論点は「情報へのアクセス」が中心であるが、障害者権利条約の規定にある「コミュニケーション」「言語」を含めた総合的なバリアフリー法の整備が必要であるので、以下の「情報・コミュニケーション保障法(仮称)」の制定が必要であるので、その骨子を以下に提案する。なお、言語バリアフリー政策の一環として「手話言語法(仮称)」を個別法として整備することが必要と考える。

「情報・コミュニケーション法(仮称)」の骨子を以下の通り考える。

(1) 情報・コミュニケーション保障を必要とする障害者(情報障害やコミュニケーション障害を生み出さない)

(2) 言語の定義

障害者権利条約の言語の定義を援用して手話を言語として定義し、日本語と同等の地位(公用語)を獲得する。

(3) コミュニケーション及びコミュニケーション手段の定義

コミュニケーションは双方向による意思の疎通、意思の発信、意思の受信等を含み、これら

が個人あるいは集団において自由かつ円滑に行われるよう保障されなければならない。障害者権利条約のコミュニケーションの定義を援用して、障害者があらゆる生活の場で使用するコミュニケーション手段を定義化する。

#### (4) 情報の定義

人間の生活や行動に影響を与えるすべての事象であり、音、光、紙、電気、電信、通信、生体シグナル等の媒体を通じて発信されるものをいう。具体的には、音声情報、文字情報、手話情報、図形情報等あらゆる情報をあらゆる媒体を通じ自由にかつ円滑に受信し発信することができるよう保障することが必要である。

#### (5) 選択権

言語およびコミュニケーション手段を選択する権利を有する。

#### (6) 情報保障およびコミュニケーション保障

言語およびコミュニケーションの形態、手段、様式による情報の保障と、政治、司法、選挙、医療、生活、教育、放送、通信等あらゆる場面での必要な情報アクセス、情報受信、情報発信およびコミュニケーションを保障する。

#### (7) 通訳者（手話通訳、要約筆記、盲ろう者向け通訳者等）養成・派遣・設置の制度化

市町村レベルでの通訳を学ぶ人の養成、都道府県レベルでの通訳者の養成、通訳者派遣（広域派遣含む）、通訳者設置を義務化し制度化を図る。

#### (8) 情報・コミュニケーション保障を支援する個別障害を対象とした総合センターの設置。

なお、この総合センターは、既存の視聴覚障害者情報提供施設等の機能を拡大・発展させ、生活支援、教育支援、医療支援、就労支援、移動支援等支援機能のほかにあらゆる相談機能を含む。

### <参考資料>

日本工業規格 JIS S 0042 : 2010

「高齢者・障害者配慮設計指針－アクセシブルミーティング」平成 22 年 3 月 23 日官報公示

会議には様々な人が出席する。会議主催者は、障害のある人など「すべての人が会議に参加する」ことを前提に、さまざまな人のニーズを把握することが望まれる。最近では、視覚障害者誘導用ブロック、スロープ設置など、施設・設備の環境は徐々に整えられてきているが、文字情報、音声情報、視覚情報などを平等に速やかに伝達するためのコミュニケーションに関する支援機器、支援者（手話通訳者など）の面でまだ配慮が十分になされていないことが多い。

### ---どんな配慮が必要か 「事前登録票」を推奨---

すべての状況において完璧に環境を整えることは難しいが、それに代わる方法や、参加者と直接コミュニケーションをとって必要事項を確認し合うことで解決する場合も多い。

そのため、本 JIS では、委員会や会議、ひいてはシンポジウムなどを開く際に、参加募集する要項に「事前登録票」【図表 1】を貼付し、参加者の状況を把握、事前に必要な事項が準備できるようにすることを推奨している。

ここに掲げた事前登録票は「基本仕様」であり、会議主催者が必要な事項を抜粋して記載してもよい。また、登録票への記入は任意であり、強制するものではない。

あくまでも、準備できることをしていなかったために、せっかく参加した人たちが、会議中に全く情報

が得られなかった、あるいは意見が述べられなかったという事態がないようにするためのものである。

### ---「ガイド 71」に準拠 配慮事項をマトリックスで表示---

また、この JIS では、高齢者・障害者配慮設計のための世界共通のガイドである「ISO/IEC ガイド 71」にならって、配慮事項をマトリックスにして、各障害に対する配慮点が理解しやすいように工夫した【図表 2】。

マトリックス表は全部で 8 つ設定されており、各表は以下の内容で構成されている。

- a) 表 1—会議開催に当たり配慮すべき要素の全体表（図表 2 参照）
- b) 表 2—会議案内作成及び送付時に関する配慮する要素
- c) 表 3—当日の会場までのアクセス及び誘導に関する配慮する要素
- d) 表 4—会議運営、設営及び備品に関する配慮する要素
- e) 表 5—会議資料（印刷方法、種類など）に関する配慮する要素
- f) 表 6—会議中における情報保障、議事進行及び決議事項に関する配慮する要素
- g) 表 7—軽食時又は災害時に関する配慮する要素
- h) 表 8—アンケート回収に関する配慮する要素

原案作成にあたっては、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、知的障害、盲ろうなど、多くの障害当事者の方や有識者、学識経験者、さらには業界団体や企業の代表など、幅広い関連分野からメンバーが集まって 3 年間にわたって議論を行った。その結果生まれた本 JIS は、国内外においても過去に例のない全く新しい概念の国家規格であるため、世界規模で高齢化が進む今後の国際社会においても最も注目される規格の 1 つとなるものと思われる。多くの方々に使っていただき、もっと付加すべき事項などについての意見をいただきながら、各界で活用される“生きた規格”にしていきたい。



# アクセシブルミーティング事前登録票の例

ほんとうろくひょう かいぎ かいさい あ さんか みなさま じぜん きにゆう とうろくひょう  
本登録票は、会議を開催するに当たり、ご参加の皆様事前に記入をいただく登録票です。  
がいてうぶぶん まる ひつようじこう きにゆう ねが  
該当部分に○を、必要事項にはご記入をお願いいたします。

なお、この登録票は、会議を行う上で必要な情報を得るためのもので、そのほかの目的には使用しません。  
(この質問内容は、「JIS S 0042 高齢者・障害者配慮設計指針—アクセシブルミーティング」の配慮する要素を参考にし  
さくせい  
て作成しています。)

## 1 共通項目

- (1) 氏名  
(2) 性別 ① 男性 ② 女性  
(3) 年齢 ( ) 歳代  
(4) 所属

## 2 連絡可能な手段を以下から選んでください。[複数回答可]

- (1) 電話 (2) ファックス (3) 電子メール  
(4) そのほか ( )

## 3 障害種別

- a) 視覚障害 [a)-1) 盲, a)-2) 弱視, a)-3) 色覚障害], b) [聴覚障害 b)-1) ろう, b)-2) 難聴],  
c) 盲ろう [c)-1) 全盲ろう, c)-2) 全盲難聴, c)-3) 弱視ろう, c)-4) 弱視難聴], d) 触覚障害,  
e) 味覚・嗅覚障害, f) 平衡機能障害, g) 上肢障害, h) 下肢障害 [h)-1) 車いす使用, h)-2) 杖使用],  
i) 発声障害, j) 知的障害, k) 記憶障害, l) 言語・読み書き障害, m) アレルギー,  
n) そのほか ( ),  
o) 特になし

## 4 身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬など)

- あり なし  
5 支援等事項(ここからは必要な方だけお答えください。)

- (1) 配布資料の形式(様式): ①点字 ②拡大文字 ③電子媒体  
④そのほか ( )  
(2) コミュニケーション支援 ①手話通訳 ②弱視手話通訳 ③触手話通訳 ④指文字通訳  
⑤指点字通訳 ⑥点字速記タイプライタ通訳 ⑦手書き(手のひら書き)通訳 ⑧要約筆記 ⑨パソコン通訳 ⑩  
音声通訳  
⑪そのほか ( )  
(3) 駐車場 ①確保の必要: あり なし  
(4) そのほかどのような支援が必要ですか。そのほか必要とする支援(補助援助など)を具体的にお書きください。  
( )

## 6 会議に際しての連絡先

\* 上記に関する事項については、必要に応じて会議の担当者から確認をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いたします。

本会議の担当者は、○○ ○○です。

連絡先: 電話: FAX:  
e-mail:

## 7 そのほか必要な事項

\* 高齢者・障害者配慮設計指針シリーズは31規格(「ガイド71」を含む)発行。(平成22年3月現在)

引用元: 財団法人共用品推進機構 情報誌『インクルNo.65』

\* 財団法人共用品推進機構

共用品・共用サービス(身体的な特性や障害、年齢の高低)に関わらず推進を行っている団体です。

## 第七回障がい者制度改革推進会議 意見

### 所得保障

財団法人全日本ろうあ連盟

#### ○ 所得保障に関する基本的な方向性について

##### 1. 現在の障害のある人の所得保障制度の課題について、ご意見を賜りたい。

雇用対策を優先すべきである。

福祉から就労への移行に関しては具体的な政策が十分でない。福祉的就労に関しては最低賃金法で保障されるべきである。

障害基礎年金を生計の拠り所としている障害者が多いが、それだけでは十分に生活できないので、生活保護の水準に引き上げるべきである。

##### 2. 障害者権利条約はすべての障害のある人が地域で暮らすことができるようにすることを目指しているが、こうした観点から、どのような仕組みでどの程度の所得を保障すべきなのか、ご意見を賜りたい。

地域で生活し暮らすためには、グループホーム・ケアホームの整備を充実することと、サービス提供人材の確保、日中活動の場が欠かすことができない。所得は、国の定める生活保護の水準に見合ったものにすべきである。

#### ○ 障害基礎年金について

1. 現在の障害基礎年金の水準は生活保護基準にも満たないとして、改善を求める声が従前より上がっている。また、障害基礎年金 2 級の支給額を 1 級に、1 級をそれ以上に引き上げるべきとの意見もある。以上のことを踏まえて、障害基礎年金の水準についてのご意見を賜りたい。なお、障害基礎年金は老齢基礎年金の早期支給とみなしているため、障害基礎年金 2 級が老齢基礎年金と同額になっていることも、念頭におかれたい。

障害基礎年金を生活保護の基準に満たすように改善すべきである。

なお、18歳で特別支援学校を卒業してから20歳で障害基礎年金を受給できるまでの二年間は所得保障がないので支給年齢開始を18歳にすべきである。

## ○無年金障害者について

1. 現在の障害基礎年金は、以下のような要因で無年金となる「谷間の障害者」を生み出している。

- ・国民年金の任意加入時に学生、主婦が障害を負った場合。
- ・日本国籍をもたない人が障害を負った場合。
- ・海外に居住している日本人が障害を負って帰国した場合。
- ・所得保障による支援が必要であるにもかかわらず、障害等級が低い等のために年金が支給されない場合。
- ・保険料を未納としていたため、あるいは保険に未加入であったために年金を受けることができない場合。

このような現状についてのご意見を伺いたい。

障害基礎年金の認定基準の抜本的な改正が必要である。障害の定義の見直しに連動した新体系にしていくべきである。

2. 無年金障害者の問題を解消するためにはどのような手立てが必要か、ご意見を賜りたい。

在日無年金障害者を緊急に救済することが必要である。

<理由>

障害者権利条約は、締約国に相当な生活水準及び社会的な保障の持続的向上を図る義務を課した条文を含んでいる。(第 28 条)。

障害基礎年金(第 30 条四の①)は、障害によって生活の安定がそこなわれることを防止し、健全な生活の維持及び向上に寄与することを目的に、20歳前に障害を持った重度障害者に無拠出で支給される障害者の生活の維持に必要なかつ極めて重要な所得保障である。

自己の責任によらず障害基礎年金が支給されず、何ら合理的な理由もなく放置され、生活困窮を強いられている在日無年金障害者は、全国に約3千人(2002年坂口試算を参考にした推計)いるといわれており、その実数さえ明らかにされていない。

また、1981年12月31日までに20歳に到達した者は対象とされないのであるから、現在、在日無年金障害者は49歳以上である。高齢化が著しく緊急的課題として取り組むべき人権問題である。

国民年金法の改正および「難民の地位に関する条約等への加入に伴う出入国管理令その他関係法律の整備に関する法律」附則第5項の削除による抜本的解決を進め、またその間の生活を支えるため、福祉的措置による救済が必要である。そのためには、「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律」の附則第2条を速やかに実現し、在日無年金障害者を支給対象とすべきである。

## ○年金以外の手当について

1. 障害者が地域での生活を安定的に継続するため、または地域生活に移行するために、家賃を保障する「住宅手当」の創設が必要であるとする考え方があるが、このことについてご意見を賜りたい。

自立した生活を営むために、あるいは施設から地域に移行するために、住宅の確保は絶対条件であるが、現行の障害基礎年金の支給水準では困難である。政策として「住宅手当」を盛り込む必要がある。

2. 障害ゆえに特別に必要とする経費を補うためにどのような手当が必要だと考えられるか、ご意見を賜りたい。

## ○財源について

1. 所得保障を拡充するための財源について、ご意見を賜りたい。

コンクリート事業等の公共事業や防衛費などの支出を削り、社会保障費を優先する施策を求める。

なお、交通（移動）バリアフリー、情報バリアフリー、コミュニケーションバリアフリー施策を推進する公共事業は積極的に支出すべきである。

## ○その他

所得保障の水準を高めることは、憲法に定められた人間として最低限の文化的な生活を送ることを保障することにつながるが、財政支出の節減にも大きな経済効果がある。

移動（交通）バリアフリー施策、情報バリアフリー施策、コミュニケーションバリアフリー施策を推進することによって、新たな公共事業や人材が創出され、障害者の雇用が拡大され、また雇用された障害者の給与所得総額が増加する。

所得保障施策と雇用拡大施策と地域移行施策とは連動して取り組まなければならない。徒らに財源確保のみを持ちだすと、従来から言われてきたことであるが、障害者施策はお金がかかる、支出抑制の議論に偏ってしまう恐れ（リスク）があるので留意する必要がある。

## 第七回障がい者制度改革推進会議 意見

### 障害者施策の予算確保に向けた課題等

財団法人全日本ろうあ連盟

#### ○障害者予算の意義について

1. 日本の障害者関係の公的支出（対 GDP 比）が OECD 諸国の中でも低水準であるというデータもあることを踏まえて、障害者施策に財政を投入することの社会的意義や経済的効果についてご意見を賜りたい。

日本の財政投入は公共事業に偏っており、社会保障対策は先進国最低である。今日の高齢化社会にふさわしい社会保障重視の財政投入への変換が求められている。

障害者の地域生活を可能にする福祉諸施策を実施する地方公共団体への予算配分を増やし、また、サービス提供事業所や施設の整備、介護人材育成等は雇用創出・地域経済振興などに結びつき、その社会的意義は大きいと考える。

2. 財政措置の水準は広い国民的な合意・理解・支援があるかどうかによって左右されるといわれ、国でも自治体でも障害者施策への予算配分の強化には国民の障害者理解の程度が大きな意味を持つ。この点で、障害者理解を広げ高める取り組みの改善についてどう考えるか、ご意見を賜りたい。

現在の障害者週間等の国や地方自治体の啓発の取り組みは形骸化している。障害当事者団体等が中心となり、国や地方公共団体・マスコミ等をリードする形で世論を盛り上げる必要がある。今後、国や地方公共団体が行う啓発活動は、障害当事者団体を中心に企画運営を行うことが望ましく、その財政支援を行うべきである。

全日本ろうあ連盟は、創立 60 周年記念映画「ゆずり葉」を今までに全国各地に 500 回近く上映して 13 万人以上の観客を集めた。地域住民、地域議会関係者、地域行政関係者に多数観賞していただき、住民にろう者と手話への国民的理解を訴える独自の取り組みを行った。この映画は、ろう者自身が監督し、出演者の多くがろう者である。多くの障害者が楽しめない日本映画が制作され

ている状況を変えるために、障害者自ら誰でもが楽しめる日本映画をつくることに挑戦した。映画を楽しむことができただけでなく、多くの人たちに勇気と感動を与えたと思う。きょうされんも同様に「ふるさとをください」という映画をつくってすでに900回以上上映会を行い26万人以上が観たと聞く。多くの観賞者に感動を与え、精神障害者に対する理解を広げてきたその効果は計り知れない。障害者をテーマにする映画はややもすると同情をさそうことが多いが、障害当事者団体が企画し監修することで、多くの国民に正しい理解を広げていくことができるものである。

全国の障害者団体が集う日本障害フォーラム（JDF）が障害者権利条約の理念を広げるためにパンフレットを発行し、全国各地でフォーラムを開催している。そのような企画に財政的な支援をしたほうが国民への啓発活動の効果は大きいと考える。

## ○国と地方の財政負担について

1. スウェーデンでは個人が福祉サービスを利用した場合の費用を一定額までは地方が負担し、それを超える場合は国が負担するという仕組みを導入することで、長時間介護が必要な場合も必要なだけの支援を受けることができるようにしている。わが国において、地域間格差があるという現状を改善する上で、障害者施策に関する国と地方の財政負担の在り方はどうあるべきか、ご意見を賜りたい。

コミュニケーション支援事業（手話通訳者派遣事業、手話通訳設置事業、要約筆記者派遣事業）が市町村事業になったことにより、手話通訳者派遣事業の広域（県外、市外等）派遣ができず、制度の効果的な運用ができていない。これは財政負担のあり方以前の制度設計・法体系のあり方に問題があると考えるので、早急な改善を求める。その一例として、スウェーデンの政策は参考にできるものと思う。

## ○障害者施策の予算確保について

1. 障害者施策の予算を確保するために、地域基盤整備の施策項目と達成期間を定めた総合的な福祉計画を、財源を明らかにした上で定めるべきという考え方について、ご意見を賜りたい。

現在の障害者福祉計画は財源の見通しがないため低い目標数値になっている。憲法で保障する健康で文化的な生活を営むための財源を明らかにした総合的福祉計画が必要である。

## ○その他